平成２４年（フ）第４６５号
相模原市中央区淵野辺本町２丁目32番８号
債務者　新井　恵理
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４７３号
相模原市緑区下九沢1672番地１　ハックベリー105号室
債務者　長谷川弘美（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４７４号
相模原市緑区下九沢1672番地１　ハックベリー105号室
債務者　長谷川加奈恵（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第６６号
新潟県三条市下坂井13番34号　栄荘５号室、前住所新潟県新発田市月岡温泉522番地７コーポミサワ202
債務者　小谷　朋子（旧姓金澤）
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第６９号
新潟県三条市曲渕１丁目２番11―３号
債務者　福井　ユメ
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第７０号
新潟県三条市旭町２丁目２番15号
債務者　小林　真帆
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第７２号
新潟県三条市北新保１丁目21番24号
債務者　根岸　順子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第１８５号
新潟県柏崎市豊町１番33―203号　コーポ山田、前住所新潟県柏崎市ゆりが丘４番15号
債務者　高桑　　浩
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１０３２号
大阪府富田林市藤沢台１丁目１番320―303号
債務者　西岡　和人
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０３７号
堺市北区長曽根町3039番地２　ボザビタン305号
債務者　五百住拓郎
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０７３号
大阪府大阪狭山市岩室３丁目216―１、住民票上の住所大阪府大阪狭山市山本東546番地の１
債務者　林原　　友
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０７８号
堺市美原区青南台２丁目８番３号
債務者　原　みさ子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０９５号
大阪府松原市岡６丁目２番１―803号
債務者　三谷　　勝
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１４１号
堺市堺区中之町東４丁１番18号
債務者　玉谷　英雄
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１６１号
堺市堺区七道西町12番地22　市営七道並松団地４棟103号
債務者　高部　清志
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２６３号
岡山県笠岡市入江659番地13
債務者　水原　悦美
1　決定年月日時　平成24年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２７２号
岡山県倉敷市玉島阿賀崎４丁目９番39―１号エクレセンス107
債務者　入江　　隆
1　決定年月日時　平成24年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１３２号
高知市玉水町60番地１　ハイツリバーサイド507号、申立時の住所高知市玉水町６番地サーパス通町二番館305
債務者　大西　清香
1　決定年月日時　平成24年11月26日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
高知地方裁判所破産係